

現場説明書

1 工事概要 設計書総括表のとおり

- (工事名) 事務局庁舎非常用発電機整備工事
- (工事箇所) 東金市家徳361番地8
- (工事期間) 契約日の翌日から令和6年3月15日まで

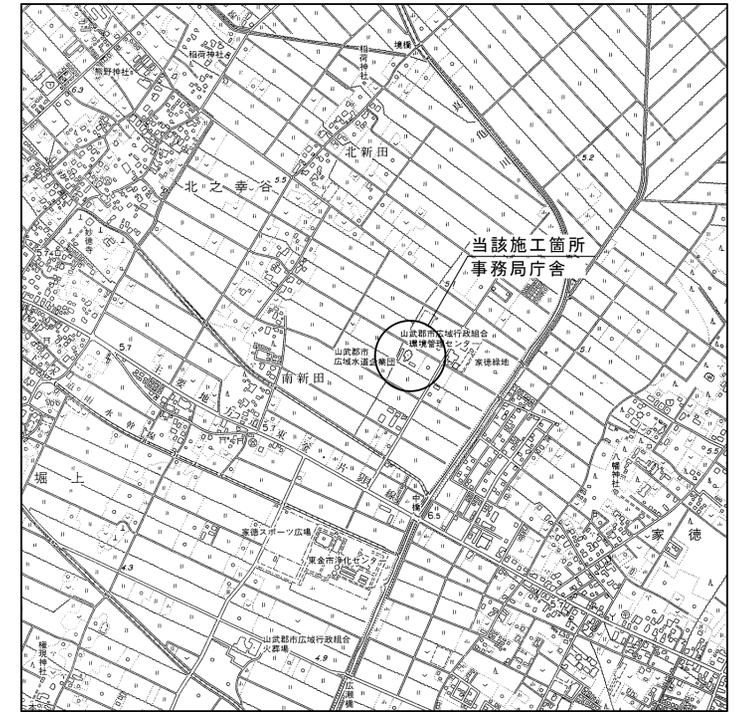
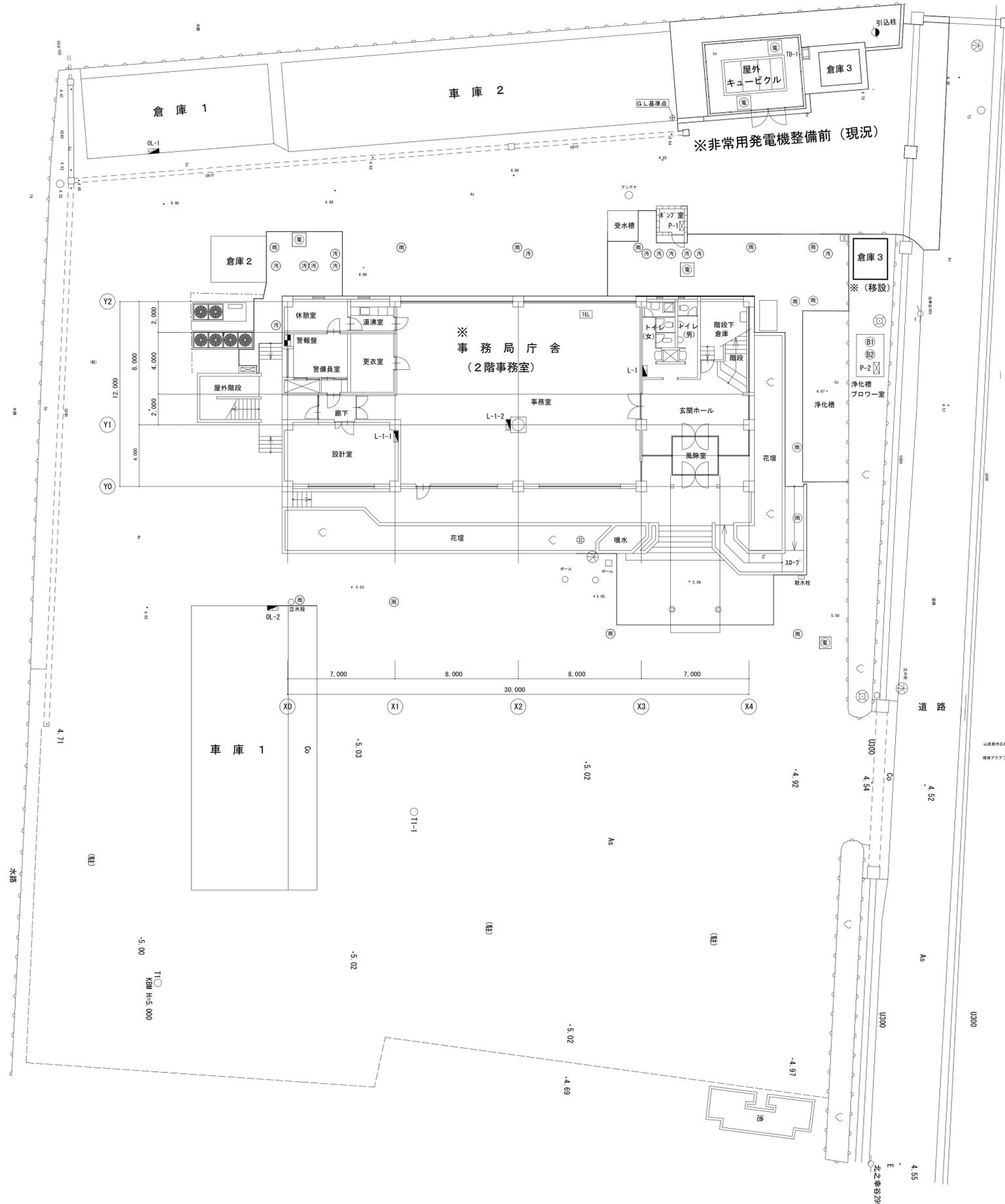
2 説明事項

- (1) 工期を厳守すること。
- (2) 工事場所である事務局庁舎は山武郡市広域水道企業団の中枢部であり事務所を兼ねていることから、出入りに関し連絡を密にして監督員の指示に従うこと。特に夜間・祝祭日及び休日には、委託により警備員を常駐させているので、入・出場の際には連絡すること。
- (3) 工事は原則として、平日の8時30分から17時15分までとする。
ただし、施工面及び工程面を考慮し、やむを得ない場合は事前に監督員の許可を得て実施すること。
- (4) 無関係な場所への出入りを禁止する。特に必要な場合は監督員へ連絡すると共にその指示に従うこと。
- (5) 庁舎施設は原則として、使用しないこと。
ただし、監督員の許可を得た場合にはこの限りでない。
(工事用電源、工事用水等)
- (6) 仮設現場事務所については、監督員の許可を得て敷地内に設置すること。
また、仮設トイレ等も同様とする。
- (7) 工事施工中に庁舎施設に損傷を与えた場合には、監督員に連絡し指示を受けること。
- (8) 事務局庁舎が営業中であることを考慮した実施計画を立てると共に、不特定多数の人の往来もあることから、現場では常に整理整頓に心がけ衛生面に配慮し常に清潔に保つこと。
- (9) 現地確認を十分に行い、既設を含む現地状況を全て把握し、工事がスムーズに行えるようにすること。
- (10) 既設屋外キュービクル設備の移設（仮設・復旧時）及び新設非常用発電設備（発電機・油庫等）設置等に伴う各種の申請（消防署等）及び諸試験等については、受注者側の負担により全て行うこと。
- (11) 工事の概略は設計図書に従うが、詳細な点については打合せにより決定する。
- (12) 承認図（施工図含む）を提出し承認を受けた後、工事に着手すること。
- (13) 本工事施工中及び完了後に障害が発生した場合は、監督員と協議を行い受注者の負担により、原因の究明と対策を施すこと。
- (14) その他
 - ・ 完成図書（使用材料等伝票類、品質・規格証明書、設計数量調書（精算設計計用資料）、完成図（DVD データ含む）工事写真等及び監督員の指示によるもの）の提出は、完成期限の2週間前までに提出するものとする。

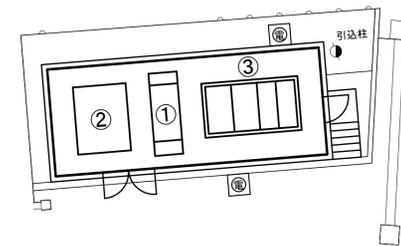
令和 5 年度	工事番号		企業長	局長	次長	課長	補佐	班長	班員	班員	設計主任	浄書校合
工事名	事務局庁舎非常用発電機整備工事											
事業名	事務局庁舎非常用発電機整備事業					工事場所	東金市家徳 3 6 1 番地 8					
予算科目												
工事費総額												
工事価格												
消費税相当額												
工事概要	<p>本工事は、事務局庁舎の停電対策を強化することを目的として、浸水対策を施した非常用発電機を整備する工事である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 非常用発電機設置工事 : 一式 ディーゼルエンジン駆動屋外パッケージ式低騒音形発電装置 (三相200V50Hz×125kVA、燃料：A重油、7 2時間運転対応) 油庫 (1,950 Lタンク収納)、遠方操作盤設置等</p> <p>2 既設屋外キュービクル設備仮設及び復旧工事 (機能増設含む) : 一式</p> <p>3 基礎工事 (非常用発電機・油庫・キュービクル設備用、嵩上工事共) : 一式</p> <p>4 電気配線工事 (仮設・本設及び試運転調整等) : 一式</p>											
備考												
工事施行方法	請 負	工事期限	令和 6 年 3 月 1 5 日迄									

事務局平面図 S=1:150

案内図 S=1:10,000



※非常用発電機整備後



＜設備整備内容＞

- ①新設非常用発電機（三相200V50Hz×125kVA）
（屋外低騒音形（長時間運転仕様））
- ②新設屋外油庫（A重油1,950L）
（燃料貯蔵槽及び防油提取納）
- ③既設屋外キュービクル式受変電設備移設及び復旧
（新設非常用発電設備対応機能増設）
- ④新設非常用発電機遠方操作盤（庁舎2階事務室壁掛設置）
（新設非常用発電設備遠方監視操作用）
- ⑤新設コンクリート基礎（GL+1.2m嵩上げ）
（浸水対策用：基礎高庁舎1階床面）
- ⑥既設倉庫3移設
（コンクリート基礎共）
- ⑦引込・幹線ケーブル更新（電線管は既設再使用）
（高圧引込ケーブル及び低圧幹線ケーブル等）
- ⑧仮設電気工事（既設屋外キュービクル移設及び仮使用）
（高圧引込ケーブル新設・低圧ケーブル等は再使用）
- ⑨その他（既設品はできる限り流用し再使用すること。）
（ハンドホール・フェンス等）

※注）本図は参考図に付、詳細は打合せによる。

令和5年度

工事名称	事務局庁舎非常用発電機整備工事		
図面名称	参考図	図番	1/1
縮尺	図示	設計年月日	令和5年4月
企業長	局長	次長	課長
部長	補佐	班長	班員
設計			

山武郡市広域水道企業団